

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県比企郡小川町大字角山1045番地

氏名 株式会社 環境サービス
代表取締役 原 一

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和元年 9月24日

許可の有効年月日 令和8年 5月 9日

1. 事業の範囲

中間処理

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上6種類

破碎・減容：廃プラスチック類（塩素分の低いものに限る。）、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類

熔融減容：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類

圧縮梱包：廃プラスチック類（軟質のものに限る。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

施設等の所在地

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字東高山331番9、字大谷363番1、大字富田字天神田入2556番26 以上3筆（面積3,014.12m²）に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。
- 施設の使用に当たっては、彩の国資源循環工場（借地施設）運営協定に定められた大気、騒音及び悪臭の数値を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成16年 5月10日	指令廃指第213号	新規許可
平成22年 9月 7日	指令産廃第790号	変更許可（処理方法・施設の追加）
平成30年 5月22日	—	変更届（代表者）
令和元年 8月 1日	—	変更届（住所）
令和元年 9月24日	指令北環第51-1号	更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	40.0 t/日 (20時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成16年 5月10日 平成16年 5月10日 4-31
	44.0 t/日 (20時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき 類を除く。)及び陶磁器くず 以上6種類	
破砕施設	16.0 t/日 (20時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成16年 5月10日 平成16年 5月10日 4-32
破砕・減容施設	26.4 t/日 (22時間)	廃プラスチック類(塩素分の低いものに限る。)、 紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類	平成16年 5月10日 平成19年 3月 8日 4-46
溶融減容施設	0.4 t/日 (8時間)	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。) 以上1種類	平成22年 9月 7日 — —
破砕施設	3.6 t/日 (15時間)	廃プラスチック類(硬質のものに限る。) 以上1種類	平成22年 9月 7日 — —
圧縮梱包施設	2.0 t/日 (8時間)	廃プラスチック類(軟質のものに限る。) 以上1種類	平成22年 9月 7日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれ き類を除く。)及び陶磁器くず 以上6種類	136.0 m ²	4.6 m (屋内)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれ き類を除く。)及び陶磁器くず 以上6種類	212.1 m ²	2.5 m (屋内) (0.86 m ³ ボックス×380個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれ き類を除く。)及び陶磁器くず 以上6種類	39.3 m ²	2.5 m (屋内) (0.86 m ³ ボックス×70個)
廃プラスチック類 以上1種類	293.0 m ²	2.7 m (屋内) (1 m ³ ボックス×550個)
廃プラスチック類、繊維くず 以上2種類	40.0 m ²	2.7 m (屋内)

(以下余白)